

文化・スポーツ・国際交流振興基金助成金

この基金は、文化・スポーツの振興及び国際交流活動を助成するため設けられているものです。

<助成基準>

□文 化

1. 参加助成

①趣旨

市民の芸術文化の振興を図るため、全国大会等の出場に対して助成する。

②助成の対象となる活動

ア 市内の個人及び団体が、国又は地方公共団体等の公共機関又は、これらに準ずる大会に出場（出展）する活動。ただし、原則として、公的機関又はこれらに準ずる団体の審査、推薦、予選等で選考されたもの、または運営委員会が認めたもの。

イ 助成対象となる大会は、同一年度中に行われる大会とし、大会期間が2ヶ年度にわたる場合は、その大会初日の属する年度とする。

③助成の対象となるもの

個人

次の要件のいずれかに該当する個人

- 1) 市内に住所を有する者又は、市内に所在する団体に属し活動している者。
- 2) 運営委員会が特に認めた者。

団体

規約等を有し、市内に所在し活動している団体

④助成金の額

予算の範囲内で下表を限度とする。

大会の規模 対象区分	国際大会	全国大会	近畿大会
個人	50,000円	30,000円	10,000円
団体	100,000円	60,000円	20,000円

ア 助成の対象は、同一規模の大会について、1年度1回限りとする。

イ 同一年度内に規模の異なる大会への助成については、当該大会が既に助成された規模より下位の大会である場合は、助成しないものとし、その規模が上位の大会である場合は、当該大会から下位の大会の助成金の額を差し引いた額を助成金の額とする。

ウ 助成金の額は、個人にあつては、50,000 円、団体にあつては 100,000 円を上限とする。

エ 個人を適用する場合、同一団体から同一分野に複数の出場者がある場合、団体の金額を限度とする。

オ 助成金の交付申請については、その都度受け付けるが、確定通知については、当該年度末に予算の範囲内で行うものとし、確定額が予算金額を上回った場合は、申請者で按分し支払する。

2. 普及振興助成

①趣旨

市民に広く芸術文化を普及し、その振興を図るとともに市民相互の交流を深めるために、発表・鑑賞・公演・講演などの活動を助成する。

②助成の対象となる活動

広く市民を対象として行う芸術文化の普及振興活動を対象とする。ただし、一般会計で補助対象となっている活動は、助成の対象としない。

③助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、出演費、講師謝金、旅費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、その他運営委員会が特に認めた経費。

④助成金の額

予算の範囲内で助成の対象となる経費の2分の1以内とし、200,000 円限度とする。

助成金の交付申請については、その都度受け付けるが確定通知については、当該年度末に予算の範囲内で行うものとし、確定額が予算金額を上回った場合は、申請者で按分し、支払う。

□スポーツ

1. 参加助成

①趣旨

市民の健全なスポーツ振興を図るため、全国大会等の出場に対して助成する。

②助成の対象となる活動

ア 市内の個人及び団体が、国際大会、国、日本体育協会（加盟団体を含む）又は、これらに準ずる団体が主催又は共催する、国際大会、全国大会、近畿地区大会又はこれらに準ずる大会に競技者として出場する活動で、予選会、選考会等のあるものに限る。

イ 助成対象となる大会は、同一年度中に行われる大会とし、大会期間が2ヶ年度にわたる場合は、その大会初日の属する年度とする。

③助成の対象となるもの

個人

次の要件のいずれかに該当する個人

- 1) 市内に住所を有する者又は、市内に所在する団体に属し活動している者。
- 2) 運営委員会が特に認めた者。

団体

規約等を有し、市内に所在し活動している団体

④助成金の額

予算の範囲内で下表を限度とする。

大会の規模 対象区分	国際大会	全国大会	近畿大会
個人	50,000円	30,000円	10,000円
団体	100,000円	60,000円	20,000円

ア 助成の対象は、同一規模の大会について、1年度1回限りとする。

イ 同一年度内に規模の異なる大会への助成については、当該大会が既に助成された規模より下位の大会である場合は、助成しないものとし、その規模が上位の大会である場合は、当該大会から下位の大会の助成金の額を差し引いた額を助成金の額とする。

ウ 助成金の額は、個人にあつては、50,000 円、団体にあつては 100,000 円を上限とする。

エ 個人を適用する場合、同一団体から同一分野に複数の出場者がある場合、団体の金額を限度とする。

オ 助成金の交付申請については、その都度受け付けるが、確定通知については、当該年度末に予算の範囲内で行うものとし、確定額が予算金額を上回った場合は、申請者で按分し支払する。

2. 普及振興助成

①趣旨

市民に広くスポーツを普及し、その振興を図るとともに市民相互の交流を深めるために、発表・鑑賞・公演・講演などの活動を助成する。

②助成の対象となる活動

広く市民を対象として行うスポーツの普及振興活動を対象とする。ただし、一般会計で補助対象となっている活動は、助成の対象としない。

③助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、出演費、講師謝金、旅費、会場費、印刷製本費、通信運搬費その他運営委員会が特に認めた経費。

④助成金の額

予算の範囲内で助成の対象となる経費の2分の1以内とし、200,000 円限度とする。

助成金の交付申請については、その都度受け付けるが確定通知については、当該年度末に予算の範囲内で行うものとし、確定額が予算金額を上回った場合は、申請者で按分し、支払する。

□国際交流

1. 派遣助成

①趣旨

市民の国際交流の振興を図るため、海外への派遣事業に対して助成する。

②助成の対象となる活動

市内の団体が文化、芸術、スポーツ等を通じて親善交流を目的とし、国際交流の振興を図るため、市民を海外へ派遣する活動。

③助成の対象となるもの

規約等を有し、市内に所在し活動している団体

④助成金の額

予算の範囲内で 100,000 円を限度とする。

助成金の交付申請については、その都度受け付けるが確定通知については、当該年度末に予算の範囲内で行うものとし、確定額が予算金額を上回った場合は、申請者で按分し、支払する。

2. 振興活動助成

①趣旨

市民に広く国際交流の場を提供し、国際交流の高揚を図るとともに市民相互の交流を深めるための活動を助成する。

②助成の対象となる活動

広く市民を対象として行う文化、芸術、スポーツ等を通じての国際交流振興活動を対象とする。ただし、一般会計で補助対象となっている活動は、助成の対象としない。

③助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、講師謝金、旅費、滞在費、通訳費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、その他運営委員会が特に認めた経費。

④助成金の額

予算の範囲内で助成の対象となる経費の2分の1以内とし、200,000 円を限度とする。

助成金の交付申請については、その都度受け付けるが確定通知については、当該年度末に予算の範囲内で行うものとし、確定額が予算金額を上回った場合は、申請者で按分し、支払する。

<助成金の申請手続き>

助成金の交付を受けようとする方は、所定の申請書に必要な書類を添えて教育委員会へ申請してください。

<問合せ>

問合せは、教育委員会社会教育課まで